

# 法律学科における中途退学・ ドロップアウト防止対策について

法律学科 FD 研究会

## I はじめに

本学法律学科の中退率は、他大学と比較して低いとはいえず、2014 年度の中退率は学費未納による除籍を除くと 2.87%で全学の数値(2.43%)をやや上回る状態である。

しかし今後は、定員管理が厳格化され、受入れ可能学生数が抑制される見通しであることから、入学した学生を確実に卒業させることが大学全体としても必要となってくる。

## II 現状

従来からクラス授業(現代社会と法、英語、文章表現法、基本法学概論)の出席不良者について保護者あてに文書を送付してきた。この文書によって、「まじめに学校に通っている」と思っていた我が子の出席状況を知ることとなった保護者も存在することから、文書の送付には一定の効果が認められよう。ただし、その後の出席状況の改善については家庭での対応に依存する。また、自室で昼夜逆転の生活をしているなど、保護者も出席不良状態に気づいてはいるものの、手をこまねいているうちに留年に至るような事例が少なからず存在することも、保護者との面談等を通じて垣間見えてくる。さらに、文書による連絡方法の限界として、郵便物が保護者の手に渡っていない可能性があること、2 年次以上では、繰り返し警告を受けることで学生に、そして場合によっては保護者にも、ある種の「耐性」ができてしまっている可能性があること等から、出席状況の改善につながらないケースも少なからず存在している。

## III 全学的な対応

2015 年 12 月 5 日付朝日新聞朝刊の報道によると、国立大学と私立大学の間では専任教員 1 人あたりの学生数(S/T 比)に大きな格差があり、私立大学の中でも、法学部、経済学部、経営学部といった社会科学系の学部で S/T 比が高い傾向が指摘されている。本学においても、教育学科の 18.43 と比較して法律学科は 54.35 と 3 倍近くに上り、全学平均の 35.28 を大幅に上回っている。教育学科の中退率は 1.14%にとどまり、法律学科の中退率は前述のとおりで、教育学科の約 2.5 倍に上る。S/T 比と中退率に相関関係があるとは言いえないものの、小規模クラスで開講される実技・実習科目の多い学科(たとえば書道学科)でも中退率が相対的に低いことからみて、S/T 比の改善は中退率の改善につながる可能性を否定

できない。

ただし、先に紹介した朝日新聞の報道で立命館大学の事例が紹介されているが、その中で同大学法学部長が「S/T 比の改善は教育の質を保証するものではない」と指摘していることにも留意が必要であろう。

中途退学防止対策以外の観点からみたととき、小学校・中学校で小規模学級による学校運営が常態化し、進学塾や予備校でも個別指導方式が広がっていることなどから、学生自身が大教室で講義を受けるという環境に適応することが難しくなっている可能性や、アクティブ・ラーニングの導入が大学教育でも要求されていること等に鑑みると、やはり、S/T 比の改善は全学的に取り組むべき課題ということができよう。

#### IV 学科としての対応

S/T 比の改善は学科が単独で行うことが不可能なものであり、現状でも対応可能な方策を採ることが必要となる。

欠席の多い学生が留年・中途退学へと向かってしまう一因として、授業に欠席したことで勉強が分からなくなったり、クラス内に友人ができず、試験やレポートの情報が入らなかつたりすることから、定期試験を受ける前に単位の取得をあきらめてしまうことが考えられる。「現代社会と法」では、このような学生に対して、欠席した授業で実施された小テストをレポート課題として課し、学習のフォローと平常点の底上げによる救済を試みている。この試みは2015年度より始まったものであり、成果については今後の検討を待ちたい。

さらに、進路変更・再考を理由とする中途退学者の中には、既に学生支援センターにおいて退学・休学の手続を執った上で、授業を欠席し始める学生が少なからず見受けられる。このようなケースでは、授業担当教員が1回目の欠席に気付いた時点で学生側はすでに退学・休学の意向を固めており、文書の送付は全く意味をなさない。残念ながら本学法律学科を第1志望として入学する学生ばかりではなく、不本意ながら、浪人はできないから、入学してくる学生も相当数存在している。このような学生が退学する意思を固める前に何ができるか、という難しい問題がある。学科の先生方からは、大学への帰属意識を高める工夫が必要ではないか、という意見が出されたが、これをどのような形で具体化していくのかは今後さらなる検討が必要であろう。